

KUSA1 基本契約

草野球ワン（KUSA1）代表吉崎賢博（以下、「甲」といいます）と、KUSA1 参加申し込みチームの代表者様と副代表者様（以下両者、「乙」といいます）とは、KUSA1 開催時に甲と乙の間における取引について、次の通り、基本契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（原則）

本契約は、甲を主催者、乙を参加申し込みチーム代表様と副代表者様とする、甲乙間の取引に関する基本的な事項を定めたものです。

2 甲および乙は、甲乙間の取引を相互尊重の理念に基づいて信義誠実に履行し、取引関係を維持するものとします。

第2条（有効期間）

本契約の有効期間は、乙による参加申し込みメール送信日あるいは参加申し込み電話通電日（以下「契約開始日」といいます）より、1年間とし、いずれの当事者からも別段の申出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。乙による参加申し込みは、本基本契約が甲乙ともに十分に確認・認識できた上、行われているものとします。

【契約解除】

第3条（乙による契約解除）

乙による本契約の解除は、理由の如何を問わず契約開始日から2日以内の申出に限り可能とします。甲は、乙の契約開始日から2日以内の契約解除申出通り本契約の取り消しを無償で受け入れることとします。乙から甲に本契約に関する支払いがすでに行われていれば、すみやかに甲は乙に返金しなければならない。

2 契約開始日から3日以降の乙による本契約の解除は理由の如何を問わずできません。KUSA1 開催は、参加チーム全体が申し込み通り参加するという協力に立脚している本契約の性格を甲乙ともに理解することとします。その上で乙が本契約の解除を申出の場合、以下の違約金を、乙は甲に支払うことで、本契約の解除が可能とします。

(1) 契約解除の違約金は参加費の 2 倍

- 3 前項の場合で、乙から甲に本契約に関する支払いがすでに行われていれば、その金額は違約金に算入して、乙は甲にその残金をすみやかに支払わなければなりません。
- 4 乙の契約解除により甲が損害を被ったときには第 2 項に定める違約金のほか、甲はその損害の賠償を乙に請求することができます。損害には、請求・集金業務を代行する代理人に甲が支払う費用も含まれます。

第 4 条（甲による契約解除）

甲による本契約の取り消しは、有効期間中に以下の理由により可能とします。

- (1) 乙の参加申し込み内容に虚偽があったとき。
 - (2) 乙または乙の関係者（乙の関係者とは乙所属のチーム選手メンバー及び随行者を言う）に甲の社会的信用または倫理に反する行為、あるいは公序風俗に反する行為が認められたとき。
 - (3) 乙または乙の関係者に甲の運営方針に反する行為があったとき。
 - (4) 乙が開催場所の主体（以下、「丙」という）が定める利用規約等に定める条項のうち一つでも違反したとき。
 - (5) 乙が本契約に定める条項のうち一つでも違反したとき。
- 2 第 1 項の規定にかかわらず、乙または乙の関係者が次の各号のいずれかに該当したときは、甲により本契約を取り消す。
- (1) 乙または乙の関係者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）であると認められたとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している認められたとき。
 - (3) 乙または乙の関係者が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなど認められたとき。
 - (4) 乙または乙の関係者が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められたとき。
 - (5) 乙または乙の関係者が暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められたとき。
 - (6) 乙または乙の関係者が、日本プロフェッショナル野球協約第 60 条に定める、出場停止選

手、制限選手、資格停止選手、失格選手各名簿に記載された者と認められたとき。

- 3 第1項、第2項により本契約が解除された場合、前条2項、3項および4項の定めるところに従うものとします。

第5条（不開催）

申し込みが所定の参加チーム数に満たない場合、不開催として契約は解除されるものとします。乙から甲に本契約に関する支払いがすでに行われていれば、すみやかに甲は乙に返金しなければならない。

2 丙の都合により開催できない場合、不開催として契約は解除されるものとします。乙から甲に本契約に関する支払いがすでに行われていれば、開催日から2週間後以内に甲は乙に返金しなければならない。

第6条（不可抗力による開催不能）

天変地異等の不可抗力、その他甲乙いずれの責にも帰すことができない事由によって、開催ができない場合、甲は参加費の30%を控除した残額を開催日から2週間後以内に乙に返金しなければならない。

【開催内容】

第7条（開催内容の定義）

開催内容とは、開催日、開催時間、対戦相手、試合数、入場可能人数、入場ベンチ、試合球手配方法、集合場所、更衣場所、グラウンドの整備状況、場内アナウンス、電光掲示板、スポーツカメラマン、審判、誘導方法等、開催場所と参加費以外の開催に関するあらゆる内容をいいます。

第8条（開催内容の決定と変更）

甲は乙の申し込み内容を元に乙に事前に相談することなく、開催内容を決定することができることとします。甲は決定した開催内容をすみやかに乙に知らせなければならない。乙は決定した開催内容の通り参加することとします。その際、乙は異議申し立てしないことをここに確認します。

2 甲は乙に事前に相談することなく開催内容を変更することができることとします。ただし、開催開始時刻が 5 時間以上変更する場合、甲は乙にその事に関して事前に相談しなければならない。甲は変更内容をすみやかに乙に知らせなければならない。乙は変更した開催内容の通り参加することとします。乙は変更した開催内容について異議申し立てしないことをここに確認します。

第 9 条（乙の遅刻による開催開始の遅れ）

乙の遅刻により開催開始が遅れた場合、理由の如何を問わず甲は乙に対して参加費とは別に損害賠償を請求することができることとします。この場合の損害額は以下の通りとします。

$$(1) \text{ 損害額} = (\text{遅れた時間} \div \text{予定している試合時間}) \times \text{参加費}$$

【開催の管理】

第 10 条（開催の時間管理）

開催の試合時間等進行の時間管理については、甲と甲が手配した審判によることであり、乙と乙の関係者はそれに従うこととし、異議申し立てしないことを確認します。

2 実施した試合時間が、予定していた試合時間の 3 分の 2 未満の場合、または予定していた試合開始時刻が合理的な理由なく 3 時間を超えて当日に変更した場合、乙は甲に異議申し立てすることができ、甲乙協議の上、解決するものとします。

第 11 条（没収試合等）

ヤジ等により試合が異常化した場合、甲および甲が手配した審判の判断で警告試合、没収試合等の措置により試合を中断および中止することができることとします。乙と乙の関係者はそれに従うこととし、異議申し立てしないことを確認します。

2 乙または乙の関係者による本契約抵触、丙の定める規約抵触、野球規則抵触、注意事項抵触等また、甲の判断により乙または乙の関係者を退場処分とすることができることとします。乙と乙の関係者はそれに従うこととし、異議申し立てしないことを確認します。

第 12 条（参加費の支払い）

甲は乙に、本契約締結後 1 週間程度を目処に支払い期日とした請求内容のメールを送信

します。乙は請求内容通り支払いすることを確認します。

2 期日までに支払いが完了しない場合、甲は乙に未払い金に加えて延滞金を請求することができます。延滞金の金額は以下の通りの算出方法とします。

$$(1) \text{延滞金} = \text{未払い金額} \times 0.2 \times (\text{支払い期日の翌日から延滞した日数}) \div 365$$

3 甲の請求、乙の支払いにより甲が損害を被ったときには第2項に定める延滞金のほか、甲はその損害の賠償を乙に請求することができます。損害には、請求・集金業務を代行する代理人に甲が支払う費用も含まれます。

【損害賠償】

第13条（事故等）

乙または乙の関係者が丙の名誉、諸施設および設備の破損、毀損または紛失した場合は、乙は丙に対して、補習費その他の原状回復の費用およびこれにより甲および丙が被った損害を賠償するものとします。また、乙または乙の関係者が甲および甲の関係者の保有する名誉、財産の破損、毀損などあった場合は、甲は乙に対して、補習費その他の原状回復の費用およびこれにより甲が被った損害を賠償できるものとします。

2 開催中または開催前後の乙または乙の関係者の移動中に第三者に人身事故等による損害が生じた場合は、乙がその責任と費用負担において解決し、解決処理の為に甲および丙が負担した費用があるときは、これを甲および丙に支払うものとします。

3 乙の対戦相手等の本契約適応、本契約抵触、丙の定める規約抵触、野球規則抵触、注意事項抵触等により生じた乙の不利益、損害について、甲は責任を負いかねます。乙と乙の関係者は甲に異議申し立てしないことを確認します。

【ホームページ等】

第14条（権利使用等）

KUSA1 ホームページ、facebook や YouTube 等メディアや印刷物等に甲が掲載する乙または乙の関係者の写真、動画、氏名等固有名詞、コメント、著作物に関して著作権、肖像権等すべての権利使用許可を乙は甲に認めるものとします。また、内容の掲載、変更、削除について、乙と乙の関係者は甲に異議申し立てしないことを確認します。

2 YouTube 等に乙または乙の関係者または第三者が甲と丙の許可なく開催時の動画を掲載することは認められないことを確認します。

2 前項により甲または丙に損害等が生じた場合、前条の定めるところに従うものとします。

制定：2011年12月30日

改定：2015年2月22日

2015年4月1日

2016年6月26日

2019年7月30日

2022年4月20日